

島根県観光振興課ソーシャルメディア運用ポリシー

令和3年8月

島根県観光振興課

1. 目的

本ポリシーは、島根県観光振興課の Twitter、Instagram、Facebook、微博、YouTube 及び NAVER ブログのアカウント（以下、「各ソーシャルメディア」という）の運用に関する事項について定める。

2. コメント等への回答

- ・投稿に対していただいた、コメント、メッセージに対してのご回答やお返事は基本的に行っておりません。予めご了承ください。

3. 利用者による書き込みの削除等

- ・以下に定める内容に該当する場合、予告なく削除、非表示又はアカウントのブロック等を行う場合がございます。

- (1)特定の個人を侮辱する、また企業、国、地域を誹謗中傷する内容
- (2)人種・思想・信条等を差別し、または差別を助長させる内容
- (3)広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- (4)法律・法令等に違反している内容、または違反する恐れがある内容
- (5)公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (6)本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいするなど個人のプライバシーに関わる内容
- (7)わいせつな内容を含むなど不適切な内容
- (8)他人の利益を損ずる、または損ずるおそれのある内容
- (9)各ソーシャルメディアの利用規約に反する内容
- (10)虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (11)他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (12)当課の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (13)当課の発信する内容に関係ないもの
- (14)その他、当課が不適切と判断した情報およびこれらの内容を含むリンク等

4. 免責事項

- ・島根県は、投稿されたコメントについて、一切の責任を負いません。

- ・島根県は、コメントの投稿者間、もしくはコメントの投稿者と第三者間のトラブルによって、コメントの投稿者又は第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- ・当運用ポリシーは予告なく変更することがあります。

5. お問い合わせ

- ・各ソーシャルメディアの運営に関するお問い合わせは島根県観光振興課にお問い合わせください。
- ・県政に関するご意見・ご要望は「知事への提案箱」にお寄せください。

島根県観光振興課

TEL : 0852-22-6757

FAX : 0852-22-5580

「知事への提案箱」ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/koho/teian/>